

五泉市移住促進に伴う水道料金の減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五泉市給水条例第30条に基づく水道料金（以下「料金」という。）の減免に関し必要な事項を定めることにより、本市へ移住する者に支援を行い、移住の促進を図ることを目的とする。

(減免の対象者)

第2条 料金の減免の対象となる者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1)五泉市ウェルカムファミリー住まいの事業住宅取得補助金交付要綱（平成29年4月1日告示第23号）に基づく五泉市ウェルカムファミリー住まいの事業住宅取得補助金の交付決定を受けた者
- (2)その他公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が適当と認めた者

(減免の申請等)

第3条 料金の減免を受けようとする者は、前条各号の要件に該当することとなった日から3か月以内に水道料金減免申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その適否を決定し、水道料金減免決定（以下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(減免の範囲)

第4条 料金の減免の範囲は、基本料金と水量料金との合計額とする。ただし、月額5,000円を上限とする。

(減免の対象期間)

第5条 料金の減免期間は、減免決定日の属する月の翌月使用分から12か月間とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、料金の減免に関し必要があると認められる場合は、その都度管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。